

防府市小・中学校児童生徒就学援助費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(適用)

第2条 就学援助費（以下「援助費」という。）は、防府市立小中学校に就学し、又は防府市に居住する児童生徒の保護者で次の各号の一に該当する者に対して交付する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に定める者
- (2) 生活保護法第6条第2項に定める者に準ずる程度に困窮していると認められる者

第3条 前条第2号に定める者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市民税の非課税
 - ウ 地方税法第323条に基づく市民税の減免
 - エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
 - オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条第1項に基づく国民年金の掛金の減免
 - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく保険料の減免又は徴収猶予
 - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項に基づく児童扶養手当の支給
 - ケ 生活福祉資金による貸付
- (2) 前号に規定する者以外の者で児童生徒の属する世帯の前年の所得が特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額に基づき教育委員

会が定めた基準額の1.3倍未満の者

- (3) 前2号に規定する者以外の者で、特別な事情がある場合において、教育委員会が別に認めた者

(援助)

第4条 援助は、次に掲げるものについて生活保護法により援助が行われているものを除き、単給又は併給して行う。

- (1) 学用品費、通学用品費、校外活動費
- (2) 修学旅行費
- (3) 通学費
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 学校給食費
- (6) 医療費
- (7) 日本スポーツ振興センター掛金

2 援助額は、文部科学大臣が定める国の補助限度額を基準として毎年度予算の範囲内で教育委員会が定める。

(申請)

第5条 この援助費の交付を受けようとする者は、年度ごとに、就学援助費交付申請書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、教育委員会が別に定める期間内に提出するものとする。ただし、第2条第1項第1号に規定する者で現に生活保護法による保護を受けている者については、保護者の申請によらず必要な援助を行うものとする。

(認定)

第6条 教育委員会は、保護者からの申請書の提出又は福祉事務所からの交付請求に基づき保護者の生活状況及び所得状況等を調査し、援助の可否を決定する。

- 2 教育委員会は、申請書等の提出があったときは認定台帳を作成しなければならない。
- 3 教育委員会は、認定を行うため必要があるときは学校長、福祉事務所及び民生委員の助言を求めることができる。

(認定期間)

第7条 就学援助費の認定を受けた者が援助費を受けることができる期間は、次の各号のいずれかの期間とする。ただし第11条に該当するときは、この限りではない。

- (1) 教育委員会があらかじめ指定する申請期間内に第5条の申請を行い、申請書が受理された場合は、指定のあった年度の4月1日から当該年度末日までの期間
- (2) 前号の申請期間終了後に第5条の申請を行い、申請書が受理された場合は、当該申請書を受理した日が属する月の第1日から当該年度末日までの期間

(通知)

第8条 教育委員会は、前条の規定により認定したときは、就学援助費交付決定通知書（別記第2号様式）により保護者に通知するとともに、認定児童生徒名簿を学校長に送付するものとする。

2 教育委員会は、前条の規定により認定しないときは就学援助費不交付決定通知書（別記第3号様式）により保護者に通知するものとする。

(援助の方法)

第9条 援助費の交付は、原則として金銭給付とする。ただし、給付を受ける者が支給される金銭を紛失し、浪費し、又は目的外に使用するおそれのある場合は現物給付ができる。

第10条 教育委員会は、保護者から提出された委任状及び口座振込依頼書により指定された金融機関の保護者の口座へ振り込むものとする。ただし、学校納付金等の滞納や目的外に使用するおそれのある場合は、保護者の承諾を得て学校長の口座へ振り込むことができる。

(停止および返還)

第11条 教育委員会は、援助費の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは第7条に規定する認定期間中であっても援助費の支給を停止することができる。

- (1) 援助費の交付にかかる児童生徒が防府市立小中学校以外の小中学校に就学し、または、防府市以外に居住したとき
- (2) 援助費の交付にかかる児童生徒が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設、または同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所したとき
- (3) 援助費を目的外に使用したとき
- (4) 虚偽の方法によって援助費を受けたとき
- (5) 援助費の交付を必要としなくなったとき

2 前項に伴う精算がある場合は、援助費の全部または一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

就学援助費交付申請書

※処理欄
本人確認…免・旅・在・保・年・児扶・他 ()
確認済 ()

(宛先) 防府市長

年 月 日

年度就学援助費の交付を受けたいので必要事項を記入の上、申請します。

なお、就学援助交付申請書に必要な所要の調査（世帯、所得状況等）について承諾します。
また、就学援助費の受給状況について他市区町村への調査、及び情報提供することについて承諾します。

学校納付金の滞納がある場合は、校長を代理人と定め、就学援助費の請求、受領、返納に関する一切の権限を委任します。

住所 防府市 _____

保護者氏名 _____

フリガナ 児童生徒氏名	生年月日 (年齢)	保護者との続柄	学校名	学年	個人番号												
	H . . (才)		小	年													
	H . . (才)		中	年													
	H . . (才)		小	年													
	H . . (才)		中	年													
	H . . (才)		小	年													
	H . . (才)		中	年													
フリガナ 家族氏名	生年月日 (年齢)	保護者との続柄	勤務先または学校名	学年	個人番号												
	· · (才)	保護者															
	· · (才)																
	· · (才)																
	· · (才)																
	· · (才)																
	· · (才)																

※ 家族氏名には、住民票に記載されている世帯員を全員記入してください。

・配偶者 有 無 ・ 年1月1日防府市に住民票が 有 無

・防府市又は他市区町村での新入学学用品費の受給状況(受給済・未受給) _____

※ 前年度、又は当該年度において該当するものに○

1. 母子家庭、又は父子家庭であり児童扶養手当を受給中
2. 母子家庭、又は父子家庭であり児童扶養手当を申請中
3. ____年____月____日まで児童扶養手当を受けていた
4. ____年____月____日まで生活保護を受けていた
5. 市民税の減免措置を受けた
6. 個人事業税の減免措置を受けた
7. 固定資産税の減免措置を受けた
8. 国民健康保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けた
9. 国民年金保険料の減免措置を受けた
10. 後期高齢者医療制度保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けた
11. 生活福祉資金による貸付補助金を受けている
12. 上記に該当しないが低所得のため援助が必要
13. その他(具体的に)

申請理由	自宅	申 請 區 分	1 新規
			2 繼続
	携帯電話		

※ 振込口座(保護者名義)をご記入ください。

銀 行 名	支店名及び支店番号	預金種別
銀行 信用金庫 労働金庫 農業協同組合	本店 番号 支店 _____ 支所 _____	普通 預金 当座
口座番号(右詰めで記入のこと)		口座名義人(カタカナ)

前年と口座の変更(有・無)

受付番号 _____